

【選定保存技術】

I. 答申内容

(1) 選定保存技術の選定及び保持者の認定

年齢は平成27年7月17日現在

選定保存技術	保 持 者		
名称	氏名 (雅号)	生年月日 (年齢)	住所
有形文化財等関係			
<small>ひょうぐようてすきわしう</small> 表具用手漉和紙(宇 <small>だがみ せいさく</small> 陀紙)製作	<small>ふくにし まさゆき</small> 福西 正行	昭和36年8月22日 (満53歳)	奈良県吉野郡吉野 町

## II. 解説

### 〔(1) 選定保存技術の選定及び保持者の認定〕

(有形文化財等関係)

#### 1 表具用手漉和紙（宇陀紙）製作 福西 正行

「表具用手漉和紙（宇陀紙）製作」は、昭和53年5月9日に選定保存技術に選定されていたが、平成26年8月2日、保持者の逝去により選定が解除された。今回、改めて選定するとともに、福西氏をその保持者として認定するものである。

#### (1) 選定保存技術の選定について

##### ① 名称

表具用手漉和紙（宇陀紙）製作

##### ② 選定保存技術の概要

表具用手漉和紙（宇陀紙）は、奈良県吉野地方で古くから漉かれてきた手漉和紙で、楮を原料とし、地元特産の白土を混入して漉き、強靱であるとともに、表具に適した柔軟性や、伸縮のない安定した保存性などの特性を持っている。表具全体を支える総裏の用紙として真に合目的な特質を備えているので、書画の表具用手漉和紙としては他に替えることのできない材料といえる。

現在、表具用手漉和紙（宇陀紙）製作の伝統的な技術を伝承しているのは、吉野に数軒残るのみとなっている。また、床の間のない住宅が増えるなど建築様式の大きな変化に伴って需要が激減しており、継承されてきた技術の伝承が困難な状況にあり、保存の措置を講ずる必要がある。

#### (2) 保持者の認定について

##### ① 保持者

氏名 福西 正行

生年月日 昭和36年8月22日（満53歳）

住所 奈良県吉野郡吉野町

##### ② 保持者の特徴

同人は、宇陀紙製作の第一人者であり、江戸時代から続く福西家6代目の手漉和紙職人として技術を継承しており、伝統的な手漉和紙技術・方法による表具用手漉

和紙（宇陀紙）製作の保存・伝承に尽力している。

### ③ 保持者の概要

同人は、父である福西弘行<sup>ふくにしひろゆき</sup>について昭和59年から修業し、家業の宇陀紙製作に従事し、伝統的な宇陀紙製作技術を体得するに及んだ。

特に、福西虎一<sup>ふくにしとらいち</sup>・弘行父子が研究した化学薬品を使用しない木灰煮熟<sup>きばいしやじゆく</sup>については、その後も研鑽に努め、また、楮<sup>こうぞ</sup>を自ら栽培して原料を確保するほか、白土<sup>はくど</sup>を混入して茅簣<sup>かやす</sup>などを使って漉き、紙素<sup>かみそ</sup>打ち作業や天日乾燥を行うなど、伝統的な宇陀紙製作を厳格に守っている。

また、同人が手がけた良質の表具用手漉和紙（宇陀紙）は優秀さ、使いやすさにおいて定評があり、修理された国宝・重要文化財などの書画は多くを数え、文化財保存関係者の間でも高く評価されている。

さらに、同人は伝統的な宇陀紙製作の伝承者の育成を手がけるとともに、一般社団法人伝統技術伝承者協会<sup>でんとうぎじゆつでんしやうしやきやうかい</sup>などの活動を通して伝統的な表具用手漉和紙（宇陀紙）製作技術の普及にも努め、斯界<sup>しかい</sup>の発展や後進の指導・育成に尽力している。

以上のように、同人は、表具用手漉和紙（宇陀紙）製作の技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

### ④ 保持者の略歴

昭和59年 大阪芸術大学卒業

同年 福西弘行に師事し、家業に従事

同年 全国手すき和紙連合会青年部会員（現在に至る）

平成22年 一般社団法人伝統技術伝承者協会会員（現在に至る）

同 27年 奈良県伝統工芸士（奈良県指定伝統的工芸品「吉野手漉き和紙」）に認定

### （主な製作歴）

平成22年 国宝「大燈国師墨跡<印可状>」（妙心寺蔵）一幅などの修理用紙

同年 国宝「絹本著色不動明王二童子像」（青蓮院蔵）一幅などの修理用紙

同 24年 重要文化財「紺紙金銀泥法華経宝塔曼荼羅図」（立本寺蔵）八幅などの修理用紙

同 25年 重要文化財「東福寺文書」（東福寺蔵）九幅などの修理用紙

### （3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

ふくにし とらいち  
福西 虎一

(昭和51年5月4日選定・認定～昭和53年2月25日選定・認定解除)

ふくにし ひろゆき  
福西 弘行

(昭和53年5月9日選定・認定～平成26年8月2日選定・認定解除)

### Ⅲ. 参 考

#### 1. 選定保存技術の選定及び保持者等の認定制度

文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定し、その技を保持している個人又は技の保存事業を行う団体を保持者又は保存団体として認定。

#### 2. 選定・認定までの手続き

毎年1回、有識者により構成される文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が選定保存技術の選定と保持者や保存団体の認定を行っている。

#### 3. 「選定保存技術」の選定件数と「保持者」及び「保存団体」の認定数について

区 分	選定保存技術 (件)	保 持 者 数 (人)	保 存 団 体 数 (団体)
選定・認定前	69	55	※ 33 (31)
今回の選定・認定	2	2	0
選定・認定後	71	57	※ 33 (31)

※ 保存団体には重複認定があるため、( ) 内は実団体数を示す。

#### 4. 「文化財保存技術保存事業費国庫補助」について

選定保存技術保持者及び保存団体には、文化財保存技術保存事業費国庫補助として以下の経費を補助している。

保持者 ～ 伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のための経費として1人当たり年間110.6万円

保存団体 ～ 伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のため必要な経費

